

令和 7 年第 2 回守山市農業委員会総会議事録

第 2 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 7 年 2 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 6 号～議第 9 号

議題 6 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 9 号 地域計画案に対し、意見を提出することについて

報告第 5 号～報告第 9 号

報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 9 号 諸証明書 of 交付状況について

2 出席委員

1	今井	清市	2	本城	康吉	3	杉江	和
4	國枝	敏孝	5	木村	喜代子	6	深尾	円
7	大島	常弘	8	村瀬	伸一郎	9	岡本	良一
10	高橋	謙二	11	服部	重信	12	辰市	祐洋
13	西	直幸	14	大崎	恭義	15	九重	智子
17	今井	誠二	18	西出	登志和	19	寺田	安喜雄
20	西村	明弘	21	宇野	正	22	中島	耕治
23	西村	正秋	25	山本	麻紀代	26	秋山	新治

3 欠席委員

16 番 千代 博

24 番 西村 潔

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 武田 雅義

局 員 参事 寺田 篤司

局 員 指導員 井上 俊明

局 員 事務員 上野 晴美

農政課 課長 福嶋 信宏

農政課 係長 西川 孝司

農政課 主査 臼井 薫

農政課 事務員 園田 晶子

5 傍聴者

1 名 ○○ ○○

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 24 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 7 年第 2 回守山市農業

委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 30 分)

○議 長

最初に報告いたします。本日の会議に傍聴の申し出がありました。これにつきましては、「農業委員会に関する法律 第 32 条」により、「会議の公開」が規定されており、1 名の傍聴の申し出に対し許可いたしました。

傍聴者の方、お入りください。

(傍聴者 1 名 入室)

傍聴者 守山市〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇

○議 長

傍聴者に申し上げます。

配布しました「傍聴される皆さんへ」を順守お願いします。

○議 長

それでは、令和 7 年第 2 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、議案の送付をしました許可案件 2 件、その他案件 1 件に加え、本日配布しました議案 1 件を追加し、議案 4 件および報告案件 5 件の合計 9 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

15 番 九重 智子 委員

17 番 今井 誠二 委員

を指名いたします。

○議 長

今月の議題に入る前に、1 月の議第 1 号の 6 番の設定について、農政課から報告いただきます。

○農政課

令和 7 年第 1 回農業委員会総会の議第 1 号 6 番について

て質問いただいておりますので報告をいたします。

利用権設定を行う 3 筆の内 2 筆につきまして、先月●●委員から「地権者の依頼により営農組合との間で期間借地を受け、麦の作付けを行っている」という発言があり、農政課として令和 7 年産麦大豆の団地化に係る地図及び農地の一覧の資料、並びに双方に対して電話連絡で確認を行いました。令和 7 年についてはこの 2 筆については営農組合が期間借地することの確認が取れましたので、公告を行ったことを報告します。

尚、営農組合の代表理事と借り人との話し合いの中で事態にあった権利設定に改めていくべきではないかという事で手続きの見直しについて双方で協議されるので市としても双方と連絡を取る中で対応していきます。

○●番 ●● ●●委員

前回の総会で保留となったのではありませんか。

○議長 長

令和 7 年は営農組合が転作作物を作っているという事でしたので、営農組合との期間借地が行われているかの確認をしたうえで公告していただくことになっていたと思います。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

それでは、議題に入ります。議第 6 号を議題といたします。
書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 6 号 農業経営基盤強化促進法
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をす
ることについて （旧基盤法第 18 条）
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 6 号につきまして提案
理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第 9 条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進
法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただ
くものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容

を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 6 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることすることに決しました。

○議 長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 7 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 7 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書 5 ページ、位置図は 4 条許可からとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 1 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 4 条)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 694 平方メートルの田で、現況は雑種地、同じく〇〇〇〇番 687 平方メートルの田で、現況は雑種地。同じく〇〇〇〇番 684 平方メートルの田で現況は雑種地、3 筆合計で 2,065 平方メートルです。申請人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。転用の事由は貸資材置場ということですが、

最初は鶏小屋があり、その後その小屋を利用して自身が代表をしていた〇〇〇〇有限会社が保有する資材を置き始め、現在に至る無断転用の是正案件となります。なお、新たに工事などが行われるものではありません。

立地基準の判断については、団地規模が 10 ヘクタール未満であり、住宅が連たんした区域に近接しているため第 2 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 7 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員の●● ●●委員から、確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

50 年程前から現状の状態になっており、申請人が相談に来られたので、農業委員会事務局に相談に行くように伝え、今回の申請となりました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること

はございませんか。(●● ●●委員、●● ●●委員)

○当番委員 (●● ●●委員)

現地を見に行かせていただきました。周りに支障はないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第 8 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 8 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は 6 ページ、位置図は 5 条からとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。
今月は 1 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 5 条)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 380 平方メートルの田 同じく〇〇〇〇番 190 平方メートルの田、2 筆合計で 570 平方メートルです。 譲渡人は、〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、大津市

〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳
です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買、転用の事由は農業用倉庫および集荷場です。申請人の世帯において、夫の〇〇 〇〇さんの名義で申請地周辺に約 23000 m²の農地を所有し、耕作をしておられ、耕作地の近くに農業用倉庫と集荷場と休憩所を建築されようとするものです。8 ページの平面図において、図面の右が法竜川で進入路となります。道路に近いほうから、C棟が倉庫、D棟がトイレや事務室を備えた休憩所、B棟とA棟は倉庫と集荷場となります。そのほかの敷地は駐車場と農業用の資材置場となります。また、備考欄に記載のとおり、令和6年11月22日付け、守山市農業振興地域整備計画に農業用施設用地として軽微変更されました。

立地基準の判断については、農用地区域内農地ではありますが、市の農用地利用計画で指定された用途であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第8号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員の●● ●

●委員から、確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

昨年 12 月 29 日に農業組合長と現地確認しました。今回の
売買に対する内容は問題ないと判断させていただきました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか。(●● ●●委員、●● ●●委員)

○当番委員 (●● ●●委員)

報告のあったとおり、問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

休憩所は何平方メートルありますか。

○事務局

約 25 平方メートルです。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。議第8号については許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件については、許可相当とすることに決しました。

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、追加議案である議第9号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第9号 地域計画案に対し、意見を提出することについて

以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局

ただいま議題となりました議第 9 号の提案理由をご説明申し上げます。本件は追加議案であり、資料はお手元に配布しております。

市で策定をすすめられてきました地域計画案につきましては、担当地区の農業委員に事前に意見照会があり、意見があった地域については、別紙のとおりとなります。欲賀、布施野、笠原、中、水保、中野については、出された意見は市の計画案と相違なく、案のとおりであり、小浜については、意見を受けて案を修正されます。内訳は北流工区の小浜地区については、計画の毎年の更新の際に検討をされ、北流工区全体に対しての意見は、案への反映となり、湖岸工区の小浜についても、記載のとおり対応をされますことから、事前に提出された意見については、すべて対応済みとなっているところです。この議案においては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、農業委員会としての意見を提出するものでございます。

以上、議第 9 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、意見を求めます。意見などはありませんか。

○議長

地域計画案に係る農業委員からの意見の 7 ページ（小浜）「4 番 6 番の市の対応で修正します。」とあるので、説明をお願いします。

○農政課

地域計画案に係る農業委員からの意見の 8 ページ及び地域計画（案）小浜地区（小浜）をご覧ください。

地域計画（案）の 4 ページ 4 番地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）に記載されている方は、田の面積が 5,000 平方メートル以上、畑の面積が 1,000 平方メートル以上の方が記載されています。1.45 ヘクタールを耕作されている方が漏れているとの指摘があり、農政課で面積等確認した結果欠落しておりましたので、反映いたしました。

6 番につきましては、目標地図（カラー刷の集落地図）において集落から提出された資料と農政課の資料で齟齬があった関係で相違が発生したため、確認を行い修正しました。

○●番 ●● ●●委員

この地図は最終のものですか。

○農政課

現段階での案であり、指摘いただいた部分を反映させていただきます。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○農政課

次に、7番は地域計画(案)1ページ1番括弧1の地域計画の区域の状況の表の(参考)の部分です。任意の記載事項のため記載の有無が集落によって異なることから、市で統一し記載しないことにしました。

○●番 ●● ●●委員

私は、○○の農業組合長も兼務しており、全部調べたのですが、なぜ消されたのですか。

○農政課

1番括弧1は、集落でご記入いただいた数字が正しいかどうか、市で確認したうえで必要に応じて修正して記載しています。

後継者不在の農業者の農地面積につきましては、市での確認が難しいことから、ご記入いただいた数字は内部データとして記録し、任意の記載事項であることから計画から

は削除させていただきました。

○●●番 ●●● ●●●委員

国や県の指導はわかりませんが、確認する方法がないため外すという考え方もありますが、注意書きの5番に「できる限り記載するように努めてください。」と記載されているので、地域で調べてくださっていることから、記載する方向で考えてはどうでしょうか。

○農政課

再検討します。

○議長

次に、野洲川畑地帯北流工区についてお願いします。

○農政課

地域計画案に係る農業委員からの意見の8ページから9ページ及び地域計画(案)野洲川畑地帯北流工区(川田、新庄、服部、小浜)をご覧ください。

地域計画案に係る農業委員からの意見の3番と7番の意見のとおり隣接する野洲市との連携が不可欠ですので、野洲市にも確認を行ないながら、進めていく必要があると考えております。

現在、野洲市の北流地域は集落主導で計画案が作成され、本市においては農政課主導で計画案を作成していますが、

現段階で計画案を連携し反映していくことは難しく、今後、毎年ブラッシュアップしていくことになっているので、その中で連携が取れるようにしていきたいと考えています。

次に、9 ページについては、それぞれの意見を反映します。

また、4 番の認定農業者については野洲市に照会したところ、野洲市で認定を受けておられる方がおられたので、反映しました。そのため、集積率も変更となります。

○議 長

他に、意見などはありませんか。

○●番 ●● ●●委員

川田は野洲川畑地帯北流工区に含まれるのですか。

○農政課

北流工区の中に川田町の農地があります。

○議 長

他に、意見などはありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り
ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり
計画の決定をすることすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長

次に、報告事項に入ります。

報告第5号から報告第9号までを、一括して書記に報告
いたさせます。

○書記

報告いたします。

報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による
届出の報告について

1件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による
届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ
いて

4 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借
解約通知について

6 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 9 号 諸証明書の交付状況について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議長 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか

===== 「無し」 の声有り =====

○議長 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され

た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 30 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 7 年 2 月 22 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

15番 九重 智子 委員

17番 今井 誠二 委員